

議 事 日 程 (第1号)

令和2年11月30日(月曜日) 午前10時 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 承第13号 専決処分の承認について(令和2年度下呂市一般会計補正予算(第16号))
- 日程第5 承第14号 専決処分の承認について(令和2年度下呂市一般会計補正予算(第17号))
- 日程第6 承第15号 専決処分の承認について(令和2年度下呂市一般会計補正予算(第18号))
- 日程第7 議第133号 下呂市職員の給与に関する条例及び下呂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議第134号 下呂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議第135号 下呂市立みなみこども園、下呂市立きたこども園及び下呂市わかあゆ子育て・保育ステーションの指定管理者の指定について
- 日程第10 議第136号 下呂市立かなやまこども園の指定管理者の指定について
- 日程第11 議第137号 下呂市飛騨川温泉しみずの湯の指定管理者の指定について
- 日程第12 議第138号 下呂市飛騨小坂ふれあいの森の指定管理者の指定について
- 日程第13 議第139号 下呂市道の温泉駅「かれん」の指定管理者の指定について
- 日程第14 議第140号 下呂市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議第141号 下呂市飛騨川温泉しみずの湯条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議第142号 下呂市火災予防条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議第143号 令和2年度下呂市立金山病院事業会計への繰出について
- 日程第18 議第144号 令和2年度下呂市一般会計補正予算(第19号)
- 日程第19 議第145号 令和2年度下呂市国民健康保険事業特別会計(事業勘定)補正予算(第4号)
- 日程第20 議第146号 令和2年度下呂市介護保険特別会計(介護サービス事業勘定)補正予算(第3号)
- 日程第21 議第147号 令和2年度下呂市介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第3号)
- 日程第22 議第148号 令和2年度下呂市国民健康保険事業特別会計(診療施設勘定)補正予算(第3号)
- 日程第23 議第149号 令和2年度下呂市下呂財産区特別会計補正予算(第2号)

日程第24 議第150号 令和2年度下呂市水道事業会計補正予算（第4号）

日程第25 議第151号 令和2年度下呂市下水道事業会計補正予算（第3号）

日程第26 議第152号 令和2年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計補正予算（第3号）

日程第27 議第153号 令和2年度下呂市立金山病院事業会計補正予算（第3号）

出席議員（14名）

議長	中島達也	1番	鷺見昌己
2番	田口琢弥	3番	飯塚英夫
4番	森哲士	5番	田中喜登
6番	尾里集務	7番	中島ゆき子
8番	田中副武	9番	今井政良
10番	伊藤厳悟	11番	一木良一
12番	吾郷孝枝	13番	中島新吾

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

市長	山内登	副市長	田口広宣
教育長	細田芳充	監査委員	都竹基己
総務部長	河尻健吾	市長公室長	野村穰
教育部長	吉田修	建設部長	二村忠男
観光商工部長	細江博之	環境部長	中原則之
健康福祉部長	今瀬成行	金山病院院長	加藤和男
農林部長	野村直己	生活部長	藤澤友治
消防長	田口伸一	会計管理者	中島祐子
金山振興所長	澤田勤之	萩原振興所長	松井克彦
下呂振興所長	小畑一郎	馬瀬振興所長	見廣洋始
小坂振興所長	倉田誠		

本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	加藤鈴彦	書記	今井満
--------	------	----	-----

◎開会及び開議の宣告

○議長（中島達也君）

おはようございます。御苦勞さまでございます。
ただいまの出席議員は14人で定足数に達しています。
これより令和2年第6回下呂市議会定例会を開会いたします。
本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。
なお、報道機関、広報「げろ」及び下呂ネットサービスより取材の申込みがございますので、これを許可いたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（中島達也君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、6番 尾里集務君、7番 中島ゆき子さんを指名いたします。

◎会期の決定

○議長（中島達也君）

日程第2、会期の決定を議題といたします。
お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月18日までの19日間としたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、会期は19日間と決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（中島達也君）

日程第3、諸般の報告を行います。
市長行政報告、議長報告、例月現金出納検査報告及び専決処分事項の報告は、お手元に配付のとおりでありますので御覧願います。

◎承第13号から承第15号までについて（議案説明・質疑・討論・採決）

○議長（中島達也君）

日程第4、承第13号 専決処分の承認について（令和2年度下呂市一般会計補正予算（第16号））、日程第5、承第14号 専決処分の承認について（令和2年度下呂市一般会計補正予算

(第17号))、日程第6、承第15号 専決処分の承認について(令和2年度下呂市一般会計補正予算(第18号))、以上3件を一括議題といたします。

承第13号から承第15号までの3件について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長(河尻健吾君)

おはようございます。

それでは、議案書の1ページをお開きください。

承第13号 専決処分の承認について(令和2年度下呂市一般会計補正予算(第16号))。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。
令和2年11月30日提出。

提案理由でございます。新型コロナウイルス感染症対策(地域経済活動の下支え・回復支援)として実施する緊急経済対策住宅等リフォーム補助事業において、初日(10月20日)受付分が予算額を大きく超える見込みとなり、初日受付分を全件受付するために不足見込額を早急に補正対応する必要があり専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

2ページをお開きください。

10月20日付の専決処分書でございます。

引き続き、3ページをお願いします。

別紙の補正予算書でございます。

令和2年度下呂市一般会計補正予算(第16号)。

令和2年度下呂市の一般会計補正予算(第16号)は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額にそれぞれ5,636万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ295億924万4,000円とするものでございます。款項の区分、金額等は、第1表 歳入歳出予算補正によります。

事項別明細書により説明をしますので、6ページをお開きください。

歳入でございます。

16款国庫支出金、2項国庫補助金、5目総務費国庫補助金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金5,636万5,000円の増額でございます。

7ページをお願いします。

歳出でございます。

8款土木費、5項住宅費、2目住宅建設費は5,636万5,000円の増額で、9月議会の初日に5,000万円の予算を議決いただき、10月20日から受付を開始しましたが、予想以上の反響で、同日の午前中には予算額に達する受付があり、急遽同日分は全て受付を行うこととしたため、不足分を増額したものでございます。また、財源は歳入で説明しました新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当いたします。

なお、受付件数は278件で、事業費ベースでは約4億8,000万円となりました。

以上で、承第13号 専決処分の承認について（令和2年度下呂市一般会計補正予算（第16号））の説明を終わります。

引き続き、議案書の9ページをお開きください。

承第14号 専決処分の承認について（令和2年度下呂市一般会計補正予算（第17号））。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。令和2年11月30日提出。

提案理由でございます。令和2年7月豪雨により被災した農業施設の復旧事業費等が確定したのに伴い、不足する事業費を増額するのに併せて既に完了した応急復旧事業費を整理し、農閑期内の早期復旧に向けて事業を施工する必要があるため、繰越明許費補正を併せて専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、その承認を求めるものでございます。

10ページをお開きください。

11月6日付の専決処分書でございます。

11ページをお願いします。

別紙の補正予算書でございます。

令和2年度下呂市一般会計補正予算（第17号）。

令和2年度下呂市の一般会計補正予算（第17号）は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出決算の総額にそれぞれ1,771万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ295億2,695万9,000円とするものでございます。款項の区分、金額等は、第1表 歳入歳出予算補正によります。

第2条は、繰越明許費の補正で、繰越明許費の追加は、第2表 繰越明許費補正によります。

第3条は、地方債の補正で、地方債の変更は、第3表 地方債補正によります。

13ページをお願いいたします。

第2表 繰越明許費補正でございます。

11款災害復旧債、1項農林水産業施設災害復旧費、事業名、現年補助農業施設災害復旧事業3億322万8,000円の追加につきましては、10月23日の災害査定を終えて工事を発注するのに当たり、適正工期が年度をまたぐことになるため、予算を繰り越すものでございます。

14ページをお願いします。

第3表 地方債補正でございます。

災害復旧費の農業施設等災害復旧事業につきまして、災害復旧工事費の確定に伴い限度額を610万円増額、変更するものでございます。

次に、事項別明細書により説明をいたしますので、16ページをお開きください。

歳入でございます。

上段の17款県支出金、2項県補助金、9目災害復旧費県補助金、農業施設災害復旧費補助金は2,761万5,000円の増額で、補助対象事業費変更によるものでございます。

その下、20款繰入金、1項基金繰入金、1目基金繰入金、財政調整基金繰入金は1,600万円の減額で、県補助金、市債の増額や土砂除去等の応急復旧の完了による委託料の減額に伴う財源調整でございます。

その下、23款市債、1項市債、9目災害復旧債は610万円の増額で、現年発生補助災害復旧事業の事業費の増額に伴うものでございます。

17ページをお願いします。

歳出でございます。

上段の11款災害復旧費、1項農林水産業施設災害復旧費、2目農業施設災害復旧費は1,698万3,000円の増額で、内訳として、7月豪雨により被災した農業施設の復旧事業費等が確定したことによる災害復旧工事費が4,549万8,000円の増、地区要望により対応するための機器使用料、原材料費が285万円の増、また完了した土砂除去等の応急対応に係る委託料は3,136万5,000円の減でございます。

その下、14款予備費は、歳入歳出の財源調整のため73万2,000円を増額するものでございます。

18ページをお願いします。

地方債の調書でございます。

表の右下が令和2年度の残高見込額で、219億6,915万2,000円となる見込みでございます。

以上で、承第14号 専決処分の承認について（令和2年度下呂市一般会計補正予算（第17号））の説明を終わります。

引き続き、議案書の19ページをお願いいたします。

承第15号 専決処分の承認について（令和2年度下呂市一般会計補正予算（第18号））。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。令和2年11月30日提出。

提案理由でございます。新型コロナウイルス感染症対策（市民生活支援、地域経済活動の下支え・回復支援）として、下呂市商工会連絡協議会が12月から使用できる地元応援商品券を個人配布するのに対し、早期に補助金を交付したいため専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

20ページをお開きください。

11月16日付の専決処分書でございます。

引き続き、21ページをお願いします。

別紙の補正予算書でございます。

令和2年度下呂市一般会計補正予算（第18号）。

令和2年度下呂市の一般会計補正予算（第18号）は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出決算の総額にそれぞれ2億5,810万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ297億8,506万7,000円とするものでございます。款項の区分、金額等は、第1表 歳入歳出予算補正によります。

事項別明細書により説明をしますので、24ページをお開きください。

歳入でございます。

上段の16款国庫支出金、2項国庫補助金、5目総務費国庫補助金は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金2億1,010万8,000円の増額でございます。

下段の20款繰入金、1項基金繰入金、1目基金繰入金4,800万円の増額は、不足財源を調整するため財政調整基金から繰り入れるものでございます。

25ページをお願いします。

歳出でございます。

上段の7款商工費、1項商工費、2目商工業振興費は2億5,849万円の増額で、新型コロナウイルス感染症対策として、市民生活の応援と地域経済の下支えを目的に下呂市商工会連絡協議会が実施する地元応援商品券の配布に対し補助金を交付するもので、その内容は、市民1人に8,000円の商品券を配布し、大型店舗分として4,000円、小売店舗分として4,000円を使用することができ、使用期間は12月中旬から翌年の3月21日までの予定でございます。

なお、財源は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当し、不足する財源を財政調整基金からの繰入れといたします。

下段の14款予備費につきましては、歳入歳出額の財源調整として38万2,000円を減額するものでございます。

以上で、承第15号 専決処分の承認について（令和2年度下呂市一般会計補正予算（第18号））の説明を終わります。

3本の専決処分につきまして、よろしく願いをいたします。

○議長（中島達也君）

これより本3件に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

10番 伊藤巖悟君。

○10番（伊藤巖悟君）

ちょっとお伺いをいたしたいと思います。

商品券の件ですけれども、今の総務部長の説明で8,000円の内訳として4,000円を大型店舗、4,000円を小型商店、こういう説明だというふうに受け止めたんですが、これはこの前の市長の説明では、大型店舗においては4,000円で、そして小型店舗においてはプラスして8,000円とも小型店舗で使ってもいいと、こういうふうに私は理解をしておったんですが、どちらが本当か、明確な説明をお願いいたします。

○議長（中島達也君）

観光商工部長。

○観光商工部長（細江博之君）

今、説明させていただきました8,000円につきましては、議員おっしゃるとおり、当初に申し上げました8,000円については商工会員へ、全ての会員のところ1,400社と聞いておりますけれども、お使いいただけます。ただし、そのうち半分の4,000円は大型店舗では使えないということになっておりますので、全ての事業所1,400社については8,000円、大型店舗では4,000円しか使えないということになっておりますので、こちらにサンプルがございますが、色分けしてはっきりと分かるようなふうに市民の方に配布をさせていただきますので、よろしく願いいたします。以上です。

[挙手する者あり]

○議長（中島達也君）

10番 伊藤巖悟君。

○10番（伊藤巖悟君）

私は、この政策は非常に時を得たい政策だというふうには認めております。したがって、どうかこの商品券が地域経済に、そして市民の皆さんに真に効果があり喜ばれる、そういう使い道をしていただきたいということをお願いするわけですが、やはりその説明の点でそういうパンフレットがあつて分かると思えますけれども、なかなかその辺がしっかりと分からない、理解がしにくい人もあるやに思いますので、その辺を親切に対応していただきたい、お願いをしておきます。以上です。

○議長（中島達也君）

総務部長。

○総務部長（河尻健吾君）

ただいまの伊藤議員の質問で、私最初の説明のところちょっと分かりにくい説明をしておりました。8,000円については、全て小売店舗でも使用可能ということでございますので、訂正しておわびを申し上げます。

○議長（中島達也君）

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

7番 中島ゆき子さん。

○7番（中島ゆき子君）

専決処分の承認15号について伺います。

総予算2億5,849万円のうちの内訳、何に幾らというのを教えてください。

あと、世帯数の確定ですが、基準日はいつとされるのかということと、その基準日以降に生まれた子供さんはどのような扱いになるかというところをお願いいたします。

そして、今回商工会のほうで手続をお願いするということで、個人情報があるということで事前に事務局から誓約書を提出するというので報告をいただいておりますけど、この商工会とは業務提携に当たるので、厳密に言えば秘密保持契約書というようなしっかりしたものを結ばれ

るべきではないかと思いますが、その辺についての答弁、どのような御検討をされたのかを伺います。

あともう一点、最後に市長に伺います。

この専決処分の事前の説明の中では、今のコロナ対策の臨時交付金の2億6,000万が余っている部分の2億5,800万をこちらの商品券で使うというお話でしたけど、今日の専決にも出ております13号のところでは既に5,600万を使った状態で、2億1,000万しかないので今回財政調整基金から補充をするということなんですけど、事前の説明と違っておりましたが、その辺について市長のどのようなお考えだったのか伺います。お願いします。

○議長（中島達也君）

観光商工部長。

○観光商工部長（細江博之君）

予算の2億5,849万円の内訳でございますが、人口が、先ほどの2番目の質問にもありますけれども、10月31日現在の住民基本台帳に記載された方ということにしておりますので、そのときの人口が3万1,421人の8,000円、商品券につきましては2億5,136万8,000円ということでございます。

印刷費としまして、商品券の印刷、それから説明のチラシ、各世帯に、先ほど伊藤議員のほうから質問がございましたが、しっかりと分かるような説明書を印刷して同封させていただきます。また、当然封筒、それから取扱店の、先ほどありましたがA、B、両方使えるとか、そういったチラシ、ポスターを作成しますので、いわゆるそれが印刷製本費になりますが、それが合わせて158万4,000円でございます。

それから、当然簡易書留で郵送をさせていただきます。世帯の多いところには若干グラムが違いますのでその辺を勘案しておりますが、それから今ほど申し上げました商店1,400社のほうにもポスターを郵送させていただきますので、都合郵送料としまして553万8,000円、合わせて2億5,849万円という内訳でございます。

それから、今ほど申し上げましたが、基準日は10月31日の住民基本台帳に記載された方というふうにさせていただいておりますので、それ以降に生まれた方につきましては、当然対象ではないということになります。

それから、個人情報の取扱いの件でございますが、以前に事前に事務局のほうから報告をさせていただいておりますが、当然商工会連絡協議会主体でさせていただきますが、郵送に係るところまでは市役所職員、商工課、観光商工部の職員が中心となって作業させていただきます。当然、商工会の事務局等にもお手伝いをいただきますが、始まる前に、個人情報につきましては守秘義務を必ず守っていただくということで徹底をさせていただくということをしておりますので、その辺のところは職員以外のところでは徹底できるものと考えておりますので、改めて何か取り交わしをするということはありませんが、作業の前にしっかりと徹底をするということで進めさせていただきますので、よろしく申し上げます。以上でございます。

○議長（中島達也君）

市長。

○市長（山内 登君）

最終的に、前回御説明いたしました予算が足りないんじゃないかというような御質問でございますが、後ほど議第144号のほうで、一般会計の補正予算のほうでもまた御説明させていただきますが、宿泊施設への休業支援協力金や雇用調整助成金の緊急支援事業などの実績に合わせた減額分がございますので、その減額分を後ほど戻すということで、取りあえずはこちらのほうの予算を充当させていただきますが、後ほど減額でしっかりと戻させていただくということでございますので、よろしくお願いを申し上げます。

[挙手する者あり]

○議長（中島達也君）

7番 中島ゆき子さん。

○7番（中島ゆき子君）

今ほどの10月31日の人口というところなんですけど、亡くなられる方、あとやはり来年の3月21日まで使えるということであれば、出生届を出されたときに8,000円の商品券を渡すということできると思うんですけど、子育て支援という意味でも31日までしか使えないので2月末までとか、期日的には何か決まりが要るかと思えますけど、その辺しっかりと新しく生まれる子供さんにも対応していただきたいと思えますけど、その辺市長は何かお考えありますか。

○議長（中島達也君）

市長。

○市長（山内 登君）

御指摘ありがとうございます。

確かにおっしゃる部分の話も非常によく分かる話でございますので、取りあえずは制度設計も済んでおりますが、私としてはしっかりと検討させていただいて、それ以降にお生まれになった方にも配付ができるような、そういう方向で取り組んでまいりたいと思えます。

[挙手する者あり]

○議長（中島達也君）

7番 中島ゆき子さん。

○7番（中島ゆき子君）

先ほど市長のほうの説明で2億6,000万、今回の商品券、後で補正予算で財政調整基金の使った部分は穴埋めするというお話でしたけど、これは余ってくるのは分かってみえたんだと思います。私もいろんな事業を見ていると余ってくるなどというのは見通せましたけど、ただ、先日の専決処分するに当たっての説明の中でその説明は一切出てきていませんでした。2億6,000万が余っていますと。それをほとんど使う形でこの8,000円の商品券を使いますということでしたので、やはりその前に、リフォーム補助券で5,600万を使って2億1,000万がありませんけど、こんなよ

うな状況ですというのは説明されて専決処分しますということであれば、やはり議員としましても、これは聞いていたことと違うんじゃないかということになりますので、しっかりその辺もう一度市長のほうからお願いいたします。

○議長（中島達也君）

市長。

○市長（山内 登君）

ただいま御指摘の件に関しましては、確かにおっしゃるとおりでございますので、今後ともしっかりと丁寧に説明をさせていただきたいと思っております。以上です。

○議長（中島達也君）

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

これで質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

まず、本3件に反対者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

次に、本3件に賛成者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

これより採決を行います。

承第13号 専決処分の承認について（令和2年度下呂市一般会計補正予算（第16号））、本件を承認することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

挙手全員です。よって、承第13号については承認することに決定いたしました。

承第14号 専決処分の承認について（令和2年度下呂市一般会計補正予算（第17号））、本件を承認することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

挙手全員です。よって、承第14号については承認することに決定いたしました。

承第15号 専決処分の承認について（令和2年度下呂市一般会計補正予算（第18号））、本件を承認することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

挙手多数です。よって、承第15号については承認することに決定いたしました。

◎議第133号及び議第134号について（議案説明・質疑・討論・採決）

○議長（中島達也君）

日程第7、議第133号 下呂市職員の給与に関する条例及び下呂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について、日程第8、議第134号 下呂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について、以上2件を一括議題といたします。

議第133号及び議第134号について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（河尻健吾君）

それでは、議案書の27ページをお願いいたします。

議第133号 下呂市職員の給与に関する条例及び下呂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について。

下呂市職員の給与に関する条例及び下呂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。令和2年11月30日提出。

提案理由でございます。国の令和2年度人事院勧告に準じ、下呂市職員の期末手当の支給率を改正するため、当該条例の一部を改正するものでございます。

条例要綱にて説明をいたしますので、30ページをお開きください。

下呂市職員の給与に関する条例及び下呂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例要綱。

1. 改正理由は提案理由と同じですので省略をさせていただきます。

2. 概要、(1)下呂市職員の給与に関する条例の一部改正（第1条）です。期末手当の支給率を次の表のとおり引き下げます。一般職員については年間0.05月を引き下げ、年間2.600を2.550とするものでございます。括弧内につきましては特定管理職員の分でございます。第23条の4関係でございます。

(2)下呂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正（第2条）。特定任期付職員の期末手当の支給率を次のとおり引き下げます。特定任期付職員については年間0.05月引き下げ、年間3.400を3.350とするものでございます。第9条関係でございます。

(3)この条例は、令和2年12月1日から施行します。附則第1項関係。

(4)令和2年12月支給の期末手当について、令和2年6月支給済みの期末手当と調整し、さらに0.025月下げて支給します。附則第2項関係でございます。

31ページをお願いいたします。

議第134号 下呂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について。

下呂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。令和2年11月30日提出。

提案理由。国の令和2年度人事院勧告に準じ、下呂市職員の期末手当の支給率を改正することに伴い、市議会議員の期末手当の支給率についても同様の改正を行うため、当該条例の一部を改正するものでございます。

条例要綱で説明をいたしますので、33ページをお開きください。

下呂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例要綱。

1. 改正理由は提案理由と同じですので省略をさせていただきます。

2. 概要、(1) 期末手当の支給率を次表のとおり引下げします。年間0.05月引き下げ、年間4,500を4,450とするものでございます。第5条関係でございます。

(2) この条例は、令和2年12月1日から施行します。附則第1項関係でございます。

(3) 令和2年12月支給の期末手当について、令和2年6月支給済みの期末手当と調整し、さらに0.025月下げて支給します。附則第2項関係でございます。

以上、御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（中島達也君）

これより本2件に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま説明いただきました議第133号及び議第134号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議第133号及び議第134号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

まず、本2件に反対者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に、本2件に賛成者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議第133号 下呂市職員の給与に関する条例及び下呂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

挙手全員です。よって、議第133号については原案のとおり可決されました。

議第134号 下呂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

挙手全員です。よって、議第134号については原案のとおり可決されました。

◎議第135号から議第143号までについて（議案説明・質疑・委員会付託）

○議長（中島達也君）

日程第9、議第135号 下呂市立みなみこども園、下呂市立きたこども園及び下呂市わかあゆ子育て・保育ステーションの指定管理者の指定について、日程第10、議第136号 下呂市立かなやまこども園の指定管理者の指定について、日程第11、議第137号 下呂市飛騨川温泉しみずの湯の指定管理者の指定について、日程第12、議第138号 下呂市飛騨小坂ふれあいの森の指定管理者の指定について、日程第13、議第139号 下呂市道の温泉駅「かれん」の指定管理者の指定について、日程第14、議第140号 下呂市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について、日程第15、議第141号 下呂市飛騨川温泉しみずの湯条例の一部を改正する条例について、日程第16、議第142号 下呂市火災予防条例の一部を改正する条例について、日程第17、議第143号 令和2年度下呂市立金山病院事業会計への繰出について、以上9件を一括議題いたします。

初めに、議第135号から議第137号までの3議案について提案理由の説明を求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（今瀬成行君）

それでは、議案書の35ページをお開きください。

議第135号 下呂市立みなみこども園、下呂市立きたこども園及び下呂市わかあゆ子育て・保育ステーションの指定管理者の指定について。

次の施設について、指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。令和2年11月30日提出。

1. 施設の名称、下呂市立みなみこども園、下呂市立きたこども園、下呂市わかあゆ子育て・保育ステーション。

2. 指定管理者となる団体の名称、岐阜県下呂市萩原町萩原600番地1、特定非営利活動法人サン・はぎわら理事長 松山則樹。

3. 指定の期間、令和3年4月1日から令和6年3月31日までの3年間でございます。

続きまして、議案書の37ページをお開きください。

議第136号 下呂市立かなやまこども園の指定管理者の指定について。

次の施設について、指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定によ

り、議会の議決を求める。令和2年11月30日提出。

1. 施設の名称、下呂市立かなやまこども園。
2. 指定管理者となる団体の名称、岐阜県下呂市金山町金山2301番地3、特定非営利活動法人ふるさと金山理事長 佐古保。
3. 指定の期間、令和3年4月1日から令和6年3月31日までの3年間でございます。

続きまして、議案書の39ページをお開きください。

議第137号 下呂市飛騨川温泉しみずの湯の指定管理者の指定について。

次の施設について、指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。令和2年11月30日提出。

1. 施設の名称、下呂市飛騨川温泉しみずの湯。
2. 指定管理者となる団体の名称、岐阜県下呂市萩原町四美1426番地1、株式会社ホリスティック南飛騨代表取締役 益子一穂。
3. 指定の期間、令和3年4月1日から令和5年3月31日までの2年間でございます。

以上でございます。3議案につきまして、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（中島達也君）

次に、議第138号について提案理由の説明を求めます。

小坂振興事務所長。

○小坂振興事務所長（倉田 誠君）

それでは、議案書の41ページをお開きください。

議第138号 下呂市飛騨小坂ふれあいの森の指定管理者の指定について。

次の施設について、指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものです。令和2年11月30日提出。

1. 施設の名称、下呂市飛騨小坂ふれあいの森。
2. 指定管理者となる団体の名称、岐阜県下呂市小坂町湯屋745番地3、合同会社灯りや代表社員 高瀬孝造さんです。
3. 指定の期間、令和3年4月1日から令和5年3月31日までの2年間です。

以上、御審議よろしくお願いいたします。

○議長（中島達也君）

続いて、議第139号について提案理由の説明を求めます。

金山振興事務所長。

○金山振興事務所長（澤田勤之君）

それでは、議案書の43ページをお願いいたします。

議第139号 下呂市道の温泉駅「かれん」の指定管理者の指定について。

次の施設について、指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。令和2年11月30日提出。

1. 施設の名称、下呂市道の温泉駅「かれん」。
2. 指定管理者となる団体の名称、岐阜県下呂市金山町金山911番地1、株式会社かれん代表取締役 桂川裕俊。
3. 指定の期間、令和3年4月1日から令和5年3月31日までの2年間でございます。御審議よろしく願いいたします。

○議長（中島達也君）

続いて、議第140号について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（河尻健吾君）

それでは、議案書の45ページをお開きください。

議第140号 下呂市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について。

下呂市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。令和2年11月30日提出。

提案理由でございます。感染症防疫作業手当の支給対象を明確化するため、当該条例の一部を改正するものでございます。

条例要綱にて説明をいたします。

47ページをお開きください。

下呂市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例要綱。

1. 改正理由は提案理由と同じですので省略をさせていただきます。
2. 概要、(1)感染症防疫作業手当の支給対象を感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に定める感染症のうち第6条第2項及び第3項に定める感染症または市長が認める感染症とします。第3条関係でございます。

(2)この条例は公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用します。附則関係でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（中島達也君）

続いて、議第141号について提案理由の説明を求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（今瀬成行君）

議案書の49ページをお開きください。

議第141号 下呂市飛騨川温泉しみずの湯条例の一部を改正する条例について。

下呂市飛騨川温泉しみずの湯条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。令和2年11月30日提出。

提案理由、下呂市飛騨川温泉しみずの湯の利用料の一部を料金改定するため、当該条例の一部を改正するものでございます。

条例要綱にて説明させていただきます。

51ページをお開きください。

下呂市飛騨川温泉しみずの湯条例の一部を改正する条例要綱。

1. 改正理由、提案理由と同様でございます。

2. 概要、(1)施設を利用しやすい料金を設定するために、法人向け年間券と個人向け月券を料金に追加するものです。別表第2関係でございます。

(2)この条例は、令和3年1月1日から施行します。附則関係でございます。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（中島達也君）

続いて、議第142号について提案理由の説明を求めます。

消防長。

○消防長（田口伸一君）

議案書の53ページをお開きください。

議第142号 下呂市火災予防条例の一部を改正する条例について。

下呂市火災予防条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものでございます。令和2年11月30日提出。

提案理由でございます。電気自動車の充電に使用される急速充電設備の位置、構造及び管理に関する基準の細目の一部改正が行われたことに伴い、当該条例の一部を改正するものでございます。

条例要綱で御説明申し上げます。

58ページをお開きください。

下呂市火災予防条例の一部を改正する条例要綱です。

1. 改正理由でございます。提案理由と同じですので省略をさせていただきます。

2. 概要でございます。(1)構造及び管理の規定の適用を受ける急速充電設備の全出力（充電出力）の上限を50キロワットから200キロワットまで拡大します。第11条の2関係でございます。

(2)電気を動力源とする自動車等を電気自動車等という表記にします。第11条の2関係でございます。

(3)急速充電設備を屋外に設置する場合は、建築物から3メートル以上の距離を保たなければならない規定を追加します。第11条の2関係でございます。

(4)急速充電設備が異常を検知した場合に、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講じなければならない規定を追加します。第11条の2関係でございます。

(5)この条例は、令和3年4月1日から施行します。附則第1項関係でございます。

(6)この条例の施行の際、現に設置され、または設置の工事が行われている急速充電設備に関する基準の適用については、なお従前の例によることとします。附則第2項関係でございます。

以上でございます。御審議よろしくお願いいたします。

○議長（中島達也君）

続いて、議第143号について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（河尻健吾君）

それでは、議案書の59ページをお開きください。

議第143号 令和2年度下呂市立金山病院事業会計への繰出について。

地方財政法第6条の規定により、令和2年度下呂市一般会計は次のとおり、令和2年度下呂市立金山病院事業会計へ繰り出しするものとする。繰出額105万円。令和2年11月30日提出。

提案理由でございます。金山病院におけるマイナンバーカードを活用したオンライン資格確認体制の導入に必要な経費の一部（医療提供体制設備整備交付金対象事業費の2分の1）を繰り出すことについて議決を求めるものでございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（中島達也君）

これより本9件に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

4番 森哲士君。

○4番（森 哲士君）

今の指定管理者の関係なんですけれども、この中で特にしみずの湯、それからかれん、それからふれあいの森というところがあるんですが、2年ほど前に譲渡民営化を徐々にしていくというように私聞いておるんですけれども、本来であれば昨年度、どこらかの施設がそのようになったのではないかというふうに思っていたわけなんですけれども、この次の譲渡民営化がなかなか進んでおらんというところの中で今後どのような計画があるのか、ひとつ説明していただきたいというふうに思います。お願いします。

○議長（中島達也君）

市長。

○市長（山内 登君）

ただいま御質問のありました譲渡民営化の関係でございますが、公の施設の見直しの方針については、これについては変更はございません。ただ、コロナ禍の中で大変な災害、日本国中でこういう状況に陥っておる状況の中で今譲渡民営化ということになりますと、相手側にとっても今非常に経営状態が厳しいといういろいろなお話もございます。この間もしっかりと関係するところとは、事業所の方々とはお話をさせていただいております。協議も継続しております。

ただ、現時点では、なかなか譲渡民営化をこの時期に行うのは非常に厳しいという相手の方々からの御要望もございましたので、今回については延期をさせていただくということで、当面の間指定管理ということで、その間にまたコロナが終息すればそちらの方向に向かって相手方もしっかりと協議をさせていただきますし、相手方もそのような意向でおられることは十分に可能だというようなお話もいただいておりますので、いましばらくは指定管理ということでやってい

きたいと、こういう経緯でございますので、決して公の施設の見直しをここで中断するとか、やめるとか、変更するとかそういう趣旨ではございませんので、御理解よろしくお願いを申し上げます。

[挙手する者あり]

○議長（中島達也君）

4番 森哲士君。

○4番（森 哲士君）

その中で、2年ほど前に小坂のひめしゃがの湯、それから馬瀬の美輝の湯というところが、譲渡民営化というところで単独の経営をされております。そういった中でありますので、今コロナ禍というところの中でそういうやむを得ない理由があるということであれば、その2年前に遡っていただいて、そちらのほうの施設についてもやはりコロナ禍での影響というのがたくさんあるのではないかと、実際に話も聞いておりますので、その辺の市としての手当てもお願いしたいと思っておりますがいかがでしょうか。

○議長（中島達也君）

市長。

○市長（山内 登君）

ありがとうございます。

その件に関しましても、もう既に譲渡民営化された2事業の方々とは協議をさせていただいております。もちろん指定管理として今延長をさせていただきますので、このコロナ禍の中で我々としても何らかのサポートができないかということで関係者の方々とはお話をさせていただいておりますので、何らかの方策で、救済策と申しますか、取りあえずはただ民間にもう既になっておりますので、その部分も市民の方々の御理解を得られるような方向でしかなかなかできないということもぜひとも御理解をしていただきたいと思っております。

ただ、大きなスパンの中で譲渡民営化の公の施設の見直しの中の流れの中では、我々の気持ちとしては何らかの救済をさせていただきたいという気持ちは持って協議をさせていただいておりますので、その点どうぞ御理解をしていただきたいと思っております。以上です。

[挙手する者あり]

○議長（中島達也君）

4番 森哲士君。

○4番（森 哲士君）

ぜひお願いします。

その2施設につきましても経営的に今苦しいということもありますが、その前の状況の中でも、やはり指定管理を受けているときでも経営状況が非常に厳しくて、無償譲渡をするというようなところの中の折り返いで譲渡したというようなこともありますので、経営の中身がいいから譲渡したということではないというふうに私は判断しておりますので、その辺のこともひっくるめ

てよろしくお願ひいたします。以上です。

○議長（中島達也君）

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

11番 一木良一君。

○11番（一木良一君）

今の関連なんですけれども、137号と139号については総務委員会への付託案件として上がっておりますので委員会においてもまた意見は言えると思っておりますけれども、取りあえずお聞きしたいというのは、137号のしみずの湯に関して年間委託料が今1,500万ずつ払われております。そういった中で、2年延期という案件が出てきたわけですが、この場合、私ははたから見ていまして、しみずの湯に関しては特にそうですけど、かれんもそうだと思いますが、コロナとそして災害というようなことでダブルパンチで大変経営も厳しい中、特にしみずの湯に関しては1,500万の支援金が出されているという中で、これを民間譲渡ということは受ける企業が、あるいは事業者があるかどうか。私はなかなか難しいんでないかということをおもいます。

そういう中で、これを受けてもらえる事業者が現れなかったらどうされるんだろうということ、やっぱり市として判断はどうするんだと、最終的には。そういうことをやはり市長からお聞きしたいなということをおもいます。市民から言わせると、雇用もあるわけですし、あれだけの施設をやはり閉鎖してしまうということは、本当に地域が疲弊するものにもなりますし、そういうことを考えますと何とか存続していただきたいと、存続してもらいたいという思いがあるものですから、あえて市長のその辺の覚悟をお聞きしたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○議長（中島達也君）

市長。

○市長（山内 登君）

それぞれの施設は、合併前から、旧町村の時代から市民の方が本当に愛されて利用されている施設でございます。公の施設の見直しがされておるといふようなことで、私、市長就任後もそういうお話の中でいろんな施設の見直しのお話をさせていただいておりますが、私個人的な今意見を申せば、そういう市民が愛しておるそれぞれの地区の施設を、もしお受けになっていただける方がなければそのまま廃業させるというようなことは、私としてはしたくないというような気持ちを持っておりますので、何とかその事業が市民の皆様がまたさらに御利用いただけるように、継続していただけるようなそういう方向でしっかりと見ていきたいなあとこのふうに思っております。

そういう意味でも、何とかコロナが終息した暁には、その事業者の方々と今継続して協議をさせていただいておりますが、最悪の場合でも何とか存続できるような方向でしっかりとやっていきたいなあとこのふうに考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

〔挙手する者あり〕

○議長（中島達也君）

11番 一木良一君。

○11番（一木良一君）

その辺をお聞きしてちょっと、少し安心したわけですがけれども、施設もそれぞれ二十数年たっております。あと、老朽化ということで、施設についても改修が目の前に迫っておるわけですね。どんどん長引けば長引くほど、仮に民営化したとしても施設の改修は必要になってくるわけです。設備もそうです。そういう中で、やはりこれを維持していくということは大変なことだと思いますけれども、ぜひとも市としても存続してもらえるようにやっていただきたい。

そして、仮に民営化が、これは先の話ですのでそんなこと言ってはいけませんけれども、民営化が不可能であった場合は、経営のプロを呼んでお願いして、運営は市のほうでやる。経営のプロに委託してやっていただくというようなことも一つの選択肢として考えていただきたいなというふうにお願いをしておきます。よろしくをお願いします。

○議長（中島達也君）

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

10番 伊藤巖悟君。

○10番（伊藤巖悟君）

ただいま民営化とか存続とかでこういう話がありましたけれども、私は市長にお願いをしておきたいんですけども、このしみずの湯をはじめとして、事の成り立ちをしっかりと調査しないと、軽々に民営化とか存続とかそういうことは論ずるべきでない。なぜ、こういう状況下の中で、旧益田郡の国際健康保養地構想の下でこういう施設が設置されたのか。あくまでも旧5か町村の中でこの事業が行われておるといふ原点に返って、しっかりとその目的目的を判断し、理解をして、これからの方向を探るべきだとこういうことを思いますので、今コロナ云々で大変な状況下の中で、ああいう人の出入りする施設は大変な状況だと思いますけれども、冷静に、より市民の利用者の立場になって、経緯を踏まえて協議をしていただきたいとお願いをしておきます。以上です。

○議長（中島達也君）

市長。

○市長（山内 登君）

ありがとうございます。

既に市長就任させていただいてからも、この公の施設に関する協議はもう何度も事業所の方々ともさせていただいております。市民の方のお声もたくさんお伺いしておりますので、この辺りは丁寧に、また過去の事業が成り立った歴史、過去の経緯もしっかりと勉強させていただきなから市民の方に寄り添って、この問題についてはしっかりと協議をさせていただきたいと思っております。以上です。

○議長（中島達也君）

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

これで質疑を終結いたします。

議第135号から議第143号までの9議案について、お手元に配付してあります付託表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

休憩いたします。再開は11時10分といたします。

午前11時01分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（中島達也君）

休憩前に続き会議を開きます。

◎議第144号から議第153号までについて（議案説明・質疑・委員会付託）

○議長（中島達也君）

日程第18、議第144号 令和2年度下呂市一般会計補正予算（第19号）、日程第19、議第145号 令和2年度下呂市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第4号）、日程第20、議第146号 令和2年度下呂市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第3号）、日程第21、議第147号 令和2年度下呂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第3号）、日程第22、議第148号 令和2年度下呂市国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）補正予算（第3号）、日程第23、議第149号 令和2年度下呂市下呂財産区特別会計補正予算（第2号）、日程第24、議第150号 令和2年度下呂市水道事業会計補正予算（第4号）、日程第25、議第151号 令和2年度下呂市下水道事業会計補正予算（第3号）、日程第26、議第152号 令和2年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計補正予算（第3号）、日程第27、議第153号 令和2年度下呂市立金山病院事業会計補正予算（第3号）、以上10件を一括議題といたします。

初めに、議第144号から議第153号までの10議案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（山内 登君）

ただいま一括上程されました議第144号から議第153号までの補正予算につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正予算では、新型コロナウイルス感染症対策関連、災害対策関連、そのほか事務事業の進捗状況などに沿った見直しなど、第3四半期を終えようとする中、実績を見込んだ整理、調整と年度内に対応しなければならない予算を計上しております。

新型コロナウイルス感染症対策関連では、これまでの対策に係る実績見込みから減額調整をする一方で、今後必要な対策として、新たな感染者の発生防止では不足する消毒剤の購入、市立金山病院歯科の感染拡大防止機器の導入、下呂温泉病院受診相談センター事務受託などを計上して

おります。

市民生活、社会経済活動の回復支援では、基幹産業である観光業の誘客事業への継続支援、地域公共交通の確保支援、こども園の仮園舎整備などを計上しております。

コロナとともにある新しい日常に向けてでは、ウェブでのライブ配信による成人式の開催、確定申告における感染対策に係る予算を計上しております。

災害関連では、災害査定を踏まえ、復旧期間を来年度までとすることに伴う補正、それと被災者生活住宅再建支援金交付事業が国庫制度対象となったことに伴う補正などを計上しております。

財政運営関連では、コロナ関連による市民税等の徴収猶予に係る減額を計上する一方で、年度初めから継続的に実施している事務事業の見直しや中止に係る減額も計上しております。

このほかに第3四半期を終えようとする中、国・県等の補助金確定により事業費を減額する一方で、増額補正の必要が生じた事務事業として、金山地域の小学校統合に向けた改修整備費、社会体育施設の見直し経費と老朽化による修繕費、わかばこども園の追加改修費、マイナンバーカードを活用したオンライン資格確認システムを金山病院に導入する経費、災害検証を踏まえた非常時電源装置の導入などの予算を計上しております。

詳細につきましては各担当部長が説明をいたしますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○議長（中島達也君）

次に、議第144号及び議第145号について詳細説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（河尻健吾君）

それでは、議第144号 令和2年度下呂市一般会計補正予算（第19号）の詳細説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

令和2年度下呂市の一般会計補正予算（第19号）は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額からそれぞれ5億4,017万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出とも292億4,489万4,000円とするものでございます。款項の区分、金額等は、第1表 歳入歳出予算補正によるものでございます。

第2条は、繰越明許費の補正で、繰越明許費の追加は、第2表 繰越明許費補正によるものでございます。

第3条は、債務負担行為の補正で、債務負担行為の追加は、第3表 債務負担行為補正によるものでございます。

第4条は、地方債の補正で、地方債の変更は、第4表 地方債補正によるものでございます。

令和2年11月30日提出。

2ページをお開きください。

第1表 歳入歳出予算の歳入でございます。

1 款市税は 1 億1,239万7,000円の減額で、コロナ関連の徴収猶予による市民税、固定資産税の減、9 月末までの申告額による入湯税の減によるものでございます。

15 款使用料及び手数料は 837万8,000円の減額で、コロナの影響で臨時休園した間の保育料の減額、事業継続支援のため濁河温泉使用料前期分を減免することによるものでございます。

16 款国庫支出金 3 億6,900万2,000円の減額は、金山小学校統合改修のための学校施設環境改善交付金の決定により 1 億4,146万4,000円を増額する一方、災害査定により復旧期間が令和 3 年度までとなったことに伴う公共土木施設災害復旧費負担金の 2 億3,146万6,000円の減額、道路橋梁等の整備交付金の決定による 2 億4,627万1,000円の減額が主な要因でございます。

17 款県支出金 4,186万8,000円の減額は、農業生産基盤や農業新技術導入に係る補助金を 1,102 万円増額する一方、被災者生活・住宅再建支援金交付事業を国が直接実施することになったことによる減額 4,881万6,000円が主な要因でございます。

19 款寄附金 1,679万円の増額は、コロナ対策として募集したクラウドファンディングによるふるさと寄附金 1,470万4,000円の増額が主な要因でございます。

20 款繰入金 1,166万6,000円の増額は、財政調整基金の繰入額を 3,100万円減額する一方、わかばこども園追加改修のための地域福祉基金繰入金 1,750万円の増額、令和元年度下水道事業特別会計繰出金の精算による特別会計からの繰入金 2,516万6,000円の増額が主な要因でございます。

3 ページをお願いします。

22 款諸収入 42万7,000円の減額は、令和元年度のこども園の指定管理料の精算による 1,753万8,000円を増額する一方、小口融資の今後の見込みから預託金 2,300万円を減額することによるものが主な要因でございます。

23 款市債 3,800万円の減額は、金山小学校統合改修のための合併特例債を 2 億円増額する一方、災害査定により復旧期間が令和 3 年度までとなったことに伴う公共土木施設災害復旧事業債 1 億 890万円の減額、道路橋梁等の整備のための過疎対策事業債、公共事業債 1 億2,910万円の減額が主な要因でございます。

続いて、4 ページをお願いいたします。

歳出でございます。

2 款総務費は 2,336万5,000円の減額でございます。地域公共交通のコロナ感染防止対策等を含む車両維持に係る支援として 642万円を増額する一方、デマンドバスの稼働実績見込みによる 501 万5,000円の減額、小坂地域門坂地内国道 41 号災害復旧事業の影響でバス停設置を先送りすることによる 405万7,000円の減額、下呂温泉事業組合温泉利用料緊急支援に伴い、観光振興目的として積立てを予定していた公共事業基金への積立額を活用することによる減額 1,400万円が主な要因でございます。

3 款民生費は 5,530万円の減額でございます。あさぎりサニーランドのエアコン設置費 607万 4,000円、母子生活支援施設清和寮建設に伴う負担金 355万7,000円、入所児童の増加や法定価格の改定による地域型保育給付負担金 1,111万5,000円、わかばこども園追加改修やたけはらこども

園仮園舎整備として1,425万9,000円がそれぞれ増額となりましたが、被災者生活・住宅再建支援金交付事業を国が直接実施することになったことによる7,322万5,000円、ねんりんピック開催の延期による1,397万3,000円がそれぞれ減額となったことが主な要因でございます。

4款衛生費は、ごみ処理と再資源化の適正な管理運営費の増額等により394万7,000円の増額でございます。

5款労働費は、コロナの影響で地元就職支援事業が実施できなかったこと等により411万8,000円の減額でございます。

5ページをお願いします。

農林水産業費は、水田給水自動管理技術の導入支援421万9,000円や、県営事業の実施により農地を集積したことに伴う促進費440万8,000円等が主な要因で、1,429万3,000円の増額でございます。

7款商工費は7,899万3,000円の減額でございます。1項商工費は1億1,036万円の減額で、コロナ対策として実施してきた雇用調整助成金緊急支援事業2,903万8,000円、事業者運営支援事業交付金6,425万円の実績見込みによる減額が主な要因でございます。2項観光費は3,136万7,000円の増額で、コロナ対策として実施した宿泊施設休業支援協力金事業を705万3,000円減額する一方、今後のコロナ対策と両立した観光客の誘致促進を継続的に実施する経費として2,800万円、下呂温泉事業組合の温泉利用料減免に係る緊急支援として1,425万円を増額することが主な要因でございます。

8款土木費は、3億9,198万9,000円の減額でございます。国道41号門原防災事業促進に係る測量調査費等741万2,000円を増額する一方、道路橋梁整備に係る防災安全交付金や社会資本整備総合交付金など国庫補助金の交付決定が予算額を下回ったことに伴い、事業の見直しや先送りによる事業費の減額3億3,280万円、公共施設のアスベスト含有調査に係る社会資本整備総合交付金の交付決定が予算額を下回ったことに伴い、事業費を見直したことによる減額5,404万4,000円が主な要因でございます。

9款消防費は、災害検証を踏まえ下呂交流会館に防災倉庫を設置する経費や、非常時電源装置を6拠点に配備する経費として181万9,000円増額する一方、コロナの影響や7月豪雨災害の影響により実施できなかったライフライン保全事業を1,000万円減額することにより730万5,000円の減額となりました。

10款教育費は3億5,359万4,000円の増額でございます。コロナの影響により学校行事や生涯学習活動、体育団体活動の中止などにより2,098万6,000円が減額となる一方、金山小学校統合改修事業費3億6,315万4,000円、新下呂テニスコート整備に係る設計費や仮設テニスコートに係る維持経費1,040万5,000円、金山リバーサイド幼児プールろ過装置修繕費517万8,000円の増額などが主な要因でございます。

11款災害復旧費は、災害査定により復旧期間が令和3年度までとなったことに伴う公共土木施設災害復旧事業の減額3億3,801万4,000円が主な要因で、3億4,702万4,000円の減額となりまし

た。

6 ページをお願いします。

12款公債費は、平成21年度借入れの臨時財政対策債の利率見直しに伴い435万5,000円の減額となりました。

14款予備費は、歳入歳出の財源調整として30万7,000円を増額するものでございます。

7 ページをお願いします。

第2表 繰越明許費補正でございます。

8 款土木費の事業名、道路橋梁総務諸経費臨時（門原地区公共事業促進用地取得）4,185万4,000円は、国道工事事務所が進める国道41号門原防災残土処分に係る用地購入や乗り入れ道路の測量設計調査費でございますが、国道工事事務所が乗り入れ道路の設計見直しを行っており、最短でも用地購入までに半年を要することから年度内の業務完了が困難となったため、繰越明許費の追加をお願いするものでございます。

同じく、8 款土木費の事業名、都市再生整備事業（観光交流センター建設）2億7,037万7,000円は、観光交流センターの設計変更に不測の日数を要し、発注が遅れ、標準工期を考慮すると年度内の完成が困難となったため、繰越明許費の追加をするものでございます。

10款教育費の事業名、小学校統合改修事業（金山小学校統合改修）3億6,315万4,000円は、国の補助金交付決定が年度途中で、標準工期を考慮すると年度内の完成が困難なため、繰越明許費の追加をするものでございます。

8 ページをお願いします。

第3表 債務負担行為でございます。

令和3年度4月1日から事業を実施するため、令和2年度中に契約手続を行う必要がある指定管理や給食配送、スクールバス運行、学校公務員、教材購入、施設管理、広報紙や議会だより発行業務など18業務、複数年の施工による建設工事や災害復旧事業の3事業について債務負担行為を設定するもので、設定期間及び限度額はそれぞれ表にお示しをしたとおりでございます。

10ページをお願いします。

第4表 地方債補正でございます。

土木債は、道路橋梁整備に係る防災安全交付金や社会資本整備総合交付金など国庫補助金の交付決定が予算額を下回ったため、事業の見直しや先送りにより事業費を減額したことに伴う過疎対策事業債、公共事業債1億2,900万円の減額によるものでございます。

教育債は、金山小学校統合改修に伴う合併特例債2億円を増額するものでございます。

災害復旧債は、災害査定により復旧期間が令和3年度までとなったことにより、公共土木施設災害復旧事業費を減額することに伴う公共土木施設災害復旧事業債1億890万円の減額でございます。

11ページからは、今ほど申しあげました歳入歳出予算補正の事項別明細書でございます。

少し飛びますが、70ページをお開きください。

こちらは特別職の給与費明細書でございます。

下段の比較欄を御覧ください。

長等は副市長の給与費に伴うもので、給与費、共済費合わせ625万4,000円の減額、その他の特別職の報酬は、障がい福祉計画策定委員8名、消防団員66名の増加に伴うもので、給与費、共済費合わせて40万9,000円の増額でございます。

続いて、71ページは一般職の給与費明細書でございます。

上段の表の総括の比較欄を御覧ください。

職員の異動により職員数は2名減少し、給与費、共済費合わせて1,369万7,000円の減額でございます。職員手当の内訳につきましては、下表のとおりでございます。

次に、77ページをお開きください。

上の表、総括の比較欄を御覧ください。

会計年度任用職員の異動により職員数は1名減少し、コロナの影響による勤務日数の減少もあり、給与費、社会保険料、共済費合わせて1,321万4,000円の減額でございます。職員手当の内訳につきましては、下表のとおりでございます。

79ページをお願いします。

債務負担行為の調書でございます。

先ほど説明をいたしました21業務に係る限度額と、令和3年度以降の支出予定額とその財源をお示ししております。

81ページをお願いいたします。

地方債の調書でございます。

表の右下が令和2年度末の残高見込額で219億2,823万1,000円となる見込みでございます。

以上で、令和2年度下呂市一般会計補正予算（第19号）の説明を終わります。

引き続き、83ページをお願いします。

議第145号 令和2年度下呂市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第4号）の詳細説明をいたします。

令和2年度下呂市の国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額にそれぞれ76万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出とも38億906万2,000円とするものでございます。款項の区分、金額等は、第1表 歳入歳出予算補正によります。令和2年11月30日提出。

84ページをお開きください。

第1表 歳入歳出予算補正の歳入でございます。

9款繰入金76万6,000円の増額は、一般会計からの繰入金で、保険基盤安定制度に係る保険税減税分は減となりましたが、保険者支援分、財政安定化支援分の増などが主な要因でございます。

下段は歳出でございます。

1 款総務費60万7,000円の増額は、職員給与費の増が主な内容でございます。

3 款国民健康保険事業費納付金につきましては、増減額はなく、財源の補正でございます。

8 款予備費15万9,000円の増額は、補正に伴う収支の調整額を計上しております。

85ページからは、今ほど申しあげました歳入歳出予算補正の事項別明細書となっております。少し飛びますが、90ページをお開きください。

一般職の給与費明細書でございます。

上の表の総括の比較欄を御覧ください。

給与費の41万4,000円の増額は、職員の居住地の変更に伴うものと時間外勤務手当の増によるものでございます。共済費は18万1,000円の増額でございます。職員手当の内訳につきましては、下表のとおりでございます。

以上で、令和2年度下呂市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第4号）の説明を終わります。

以上2議案、御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（中島達也君）

続いて、議第146号から議第148号までの3議案について詳細説明を求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（今瀬成行君）

それでは、補正予算書93ページをお開きください。

議第146号 令和2年度下呂市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

令和2年度下呂市の介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額からそれぞれ41万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出とも2億2,961万7,000円とするものでございます。款項の区分、金額等は、第1表によるものでございます。令和2年11月30日提出。

それでは、94ページをお開きください。

第1表 歳入歳出予算補正の歳入でございます。

主な内容につきまして、6 款繰入金は一般会計からの繰入金で、運営費の減額により41万4,000円の減額となっております。

下段の歳出については、1 款総務費36万5,000円の増額は、職員手当等の増額によるものでございます。

2 款サービス事業費77万9,000円の減額は、職員手当等の減額によるものでございます。

95ページからは事項別明細書、99ページからは給与費明細書でございます。

引き続きまして、103ページをお開きください。

議第147号 令和2年度下呂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第3号）でござ

います。

令和2年度下呂市の介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額からそれぞれ1,190万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出とも36億3,758万7,000円とするものでございます。

款項の区分、金額等は、第1表によるものでございます。令和2年11月30日提出。

次に、104ページをお開きください。

第1表 歳入歳出予算補正の歳入でございます。

主な内容につきまして、4款国庫支出金、2項国庫補助金は、地域支援事業交付金、保険者努力支援交付金等で880万円の増額。

5款支払基金交付金、1項支払基金交付金は、地域支援事業支援交付金で221万5,000円の増額。

6款県支出金、3項県補助金は、地域支援事業交付金で105万8,000円の増額。

10款繰入金2,397万5,000円の減額は、1項一般会計繰入金417万2,000円と2項基金繰入金1,980万3,000円の減額によるもので、主にサービス給付費の減額によるものでございます。

105ページをお願いいたします。

歳出につきましては、1款総務費291万7,000円の減額は、1項総務管理費の職員手当等の増減と、3項介護認定審査会費の介護認定審査及び調査費の減額によるものでございます。

2款保険給付費1,720万円の減額は、1項介護サービス等諸費2,590万円の減額、5項高額介護サービス等費500万円の増額、6項高額医療合算介護サービス等費100万円の増額、8項特定入所者介護サービス等費270万円の増額で、それぞれ介護サービスの実績見込みによるものでございます。

5款地域支援事業費821万5,000円の増額は、3項介護予防・生活支援サービス事業費1,108万円の増額、4項一般介護予防事業費287万3,000円の減額等で、それぞれ介護予防・生活支援サービスの実績見込みによるものでございます。

107ページからは事項別明細書、117ページからは給与費明細書でございます。

引き続きまして、121ページをお開きください。

議第148号 令和2年度下呂市国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）補正予算（第3号）でございます。

令和2年度下呂市の国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額にそれぞれ409万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出とも2億8,269万8,000円とするものでございます。款項の区分、金額等は、第1表によるものでございます。令和2年11月30日提出。

それでは、122ページをお開きください。

第1表 歳入歳出予算補正の歳入でございます。

主な内容につきまして、7款繰入金、1項繰入金は、職員給与費等の増減及び一般経費の増減による409万3,000円の増額でございます。

続きまして、同ページ下表、歳出でございます。

2款医業費399万4,000円の増額は、職員手当及び一般経費等の増によるものでございます。

123ページからは事項別明細書、128ページからは給与費明細書でございます。

以上で3特別会計の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（中島達也君）

続いて、議第149号について詳細説明を求めます。

下呂振興事務所長。

○下呂振興事務所長（小畑一郎君）

補正予算書の133ページをお開きください。

議第149号 令和2年度下呂市下呂財産区特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

令和2年度下呂市の下呂財産区特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額にそれぞれ10万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出とも363万8,000円とするものでございます。款項の区分、金額は、第1表 歳入歳出予算補正によるものでございます。令和2年11月30日提出。

134ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正の歳入でございます。

1款財産収入は、国道41号線門原防災事業用地として土地売却の収入4万6,000円の増額。

下段、歳出でございます。

4款予備費10万2,000円の増額は、歳入に伴う財源調整によるものでございます。

135ページからは今ほど申し上げました歳入歳出補正予算の事項別明細書となっております。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（中島達也君）

続いて、議第150号及び議第151号について詳細説明を求めます。

生活部長。

○生活部長（藤澤友治君）

それでは初めに、令和2年度下呂市水道事業会計補正予算（第4号）について説明をさせていただきます。

補正予算書の139ページをお願いいたします。

議第150号 令和2年度下呂市水道事業会計補正予算（第4号）。

第1条、令和2年度下呂市水道事業会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第2条、令和2年度下呂市水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

収益的支出でございます。

第1款水道事業費用は、1,205万2,000円を増額し、12億4,767万7,000円とするものでございます。

第3条は、予算第4条本文括弧書き中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億8,214万円は、当年度及び過年度の損益勘定留保資金2億6,482万5,000円及び消費税資本的収支調整額1,731万5,000円で補填するものとする。」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億8,810万6,000円は、当年度及び過年度の損益勘定留保資金2億6,989万5,000円及び消費税資本的収支調整額1,821万1,000円で補填するものとする。」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

資本的収入でございます。

第1款資本的収入は、389万6,000円を増額し、2億6,756万5,000円とするものでございます。補正予算書の140ページをお願いいたします。

資本的支出でございます。

第1款資本的支出は、986万2,000円を増額し、5億5,567万1,000円とするものでございます。

第4条、予算第9条に定めた経費の金額を次のように改めるものでございます。職員給与費を16万6,000円増額し、6,777万1,000円とするものでございます。令和2年11月30日提出。

続きまして、補正予算書の141ページをお願いいたします。

令和2年度下呂市水道事業会計補正予算実施計画で説明をさせていただきます。

収益的支出でございます。

1款水道事業費用、1項営業費用1,205万2,000円の増額は、包括委託業務におきまして、上水道及び簡易水道施設の管に対応する修繕費用の不足及び萩原町大ヶ洞ダム管理負担としての負担金及び総係費として共済経理負担金を補正するものでございます。

続きまして、補正予算書の142ページをお願いいたします。

上段は資本的収入でございます。

1款資本的収入、2項負担金389万6,000円の増額は、市建設部の市道幸田2号線の改良に伴う支障移転補償を補正するものでございます。

下段は資本的支出でございます。

1款資本的支出、1項建設改良費986万2,000円の増額は、同じく市建設部の市道幸田2号線の改良に伴う配水管移設工事及び上水道及び簡易水道施設の経年劣化に伴う機器の取替えが必要なため補正するものでございます。

143ページ以降は、キャッシュ・フロー計算書、給与費明細書、予定貸借対照表、補正予算実施計画明細書でございます。

続きまして、令和2年度下呂市下水道事業会計補正予算（第3号）について説明をさせていただきます。

補正予算書の151ページをお願いいたします。

議第151号 令和2年度下呂市下水道事業会計補正予算（第3号）。

第1条、令和2年度下呂市下水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第2条、令和2年度下呂市下水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収益的収入でございます。

第1款下水道事業収益は、1,097万5,000円を減額し、22億5,125万8,000円とするものでございます。

次は収益的支出でございます。

第1款下水道事業費用は、216万円を増額し、22億6,328万1,000円とするものでございます。

第3条は、予算第4条本文括弧書き中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額7億9,888万5,000円は、当年度及び過年度の損益勘定留保資金7億9,323万3,000円及び消費税資本的収支調整額565万2,000円で補填するものとする。」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額7億9,711万3,000円は、当年度及び過年度の損益勘定留保資金7億9,146万1,000円及び消費税資本的収支調整額565万2,000円で補填するものとする。」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

次に、補正予算書の152ページをお願いいたします。

資本的収入でございます。

第1款資本的収入は、177万2,000円を増額し、4億1,720万5,000円とするものでございます。

4条は、予算第9条に定めた経費の金額を次のように改めるものでございます。職員給与費を1,000円増額し、3,544万円とするものでございます。令和2年11月30日提出。

補正予算書の153ページをお願いいたします。

令和2年度下呂市下水道事業会計補正予算実施計画で説明をさせていただきます。

上段は収益的収入でございます。

1款下水道事業収益、2項営業外収益1,097万5,000円の減額は、各事業における資産の減価償却費に含まれる国庫補助金、県補助金及び受益者負担金及び分担金の長期前受金戻入の減額及び7月豪雨災害の羽根水処理センター災害復旧費国庫補助金の減額を補正するものでございます。

下段は収益的支出でございます。

1款下水道事業費用、1項営業費用2,300万6,000円の減額は、処理場費として7月豪雨災害におきまして公共下水道のマンホールポンプの制御盤2か所が水没したため、制御盤及び水中ポンプ等の機器取替えの災害復旧の修繕料2,188万7,000円を増額と、総係費として法定福利費及び受益者負担金前納報奨金1万3,000円を増額し、また減価償却費として有形固定資産減価償却費が確定したため、4,490万6,000円を減額補正するものでございます。

1款下水道事業費用、3項特別損失2,516万6,000円を増額は、令和元年度一般会計からの繰入金金の精算を行った結果、一般会計に返却するため補正するものでございます。

続きまして、補正予算書の154ページをお願いいたします。

資本的収入でございます。

1 款資本的収入、2 項負担金 8 万 9,000 円の増額は、公共下水道加入の増による受益者負担金増額の補正でございます。

続いて、1 款資本的収入、3 項分担金 162 万 5,000 円の増額は、特定環境保全公共下水道及び農業集落排水への加入増による受益者分担金増額の補正でございます。

続きまして、1 款資本的収入、4 項国庫補助金 5 万 8,000 円の増額は、7 月豪雨災害の羽根水処理センター災害復旧費国庫補助金の増額を補正するものでございます。

155 ページ以降は、キャッシュ・フロー計算書、給与費明細書、予定貸借対照表、補正予算実施計画書でございます。

以上で、議第 151 号 令和 2 年度下呂市下水道事業会計補正予算（第 3 号）の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（中島達也君）

続いて、議第 152 号について詳細説明を求めます。

観光商工部長。

○観光商工部長（細江博之君）

補正予算書の 165 ページをお開きください。

議第 152 号 令和 2 年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計補正予算（第 3 号）でございます。

第 1 条、令和 2 年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計の補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによるものでございます。

第 2 条、令和 2 年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計予算第 3 条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

第 1 款の下呂温泉合掌村事業費用のうち、第 1 項の営業費用について 297 万 1,000 円を減額補正し、補正後の額を 2 億 4,621 万円とするものでございます。

第 3 条は、予算第 6 条に定めた職員給与費を計上しております。

(1) 職員給与費 288 万 9,000 円を減額補正し、7,341 万 5,000 円とするものでございます。令和 2 年 11 月 30 日提出。

次ページから 174 ページまでは、キャッシュ・フロー計算書、給与費明細書、予定貸借対照表でございますのでお目通しください。

次に、175 ページをお開きください。

支出の部の上から 2 段目の 1 項営業費用補正額 297 万 1,000 円の減額は、その下 3 段目の 1 目一般管理費の補正額 5 万円の減額。これは、その下の一般職員の給料 12 万 1,000 円の減額と、その下、法定福利費の共済費、共済経理負担金 7 万 1,000 円の増額によるものと、その下、2 目施設経営費 292 万 1,000 円の減額。これは、その下、新型コロナウイルス感染防止対策による 4 月から 5 月の休業による会計年度職員の給与 144 万 4,000 円の減額と、その下の職員手当 19 万 3,000 円の減額は、休業に伴う通勤手当 7 万 7,000 円の減額及び年度当初に雇用を予定しておりましたパー

トタイム職員1名の期末手当の減額11万6,000円でございます。

その下、年度当初に雇用を予定しておりましたパートタイム職員が新型コロナウイルス感染拡大の影響により雇用できなかったことによる報酬128万1,000円の減額。その下の法定福利費7万9,000円の増額は、今年度雇用をした会計年度職員のうち2名を共済から社会保険に切り替えたことにより、共済経理負担金54万7,000円の減額と社会保険料62万6,000円の増額によるものでございます。その下の旅費につきましては、休業によりパートタイム職員の通勤手当8万2,000円の減額でございます。

以上、御審議をよろしくお願いいたします。

○議長（中島達也君）

続いて、議第153号について詳細説明を求めます。

金山病院事務局長。

○金山病院事務局長（加藤和男君）

それでは、補正予算書177ページをお願いいたします。

議第153号 令和2年度下呂市立金山病院事業会計補正予算（第3号）について御説明いたします。

第1条、令和2年度下呂市立金山病院事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第2条は、令和2年度下呂市立金山病院事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を補正するものでございます。

収入では、第1款病院事業収益のうち、第2項医業外収益を2,051万3,000円増額して3億4,518万5,000円といたします。

支出では、第1款病院事業費用のうち、第1項医業費用を875万8,000円増額して15億1,834万5,000円を計上いたします。

第3条は、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を補正するものでございます。

収入では、第1款資本的収入のうち、第2項国県支出金を162万4,000円増額し6,051万8,000円に、第3項繰入金を105万円増額し380万円といたします。

178ページをお願いいたします。

支出では、第1款資本的支出のうち、第1項建設改良費を275万3,000円増額し、1億2,134万7,000円といたします。

第4条は、予算第7条に定めた経費の金額を改めるものでございます。

(1)職員給与費を744万6,000円増額し、8億5,316万2,000円といたします。令和2年11月30日提出。

179ページをお願いいたします。

令和2年度下呂市立金山病院事業会計補正予算実施計画でございます。

収益的収入及び支出の収入につきましては、2項医業外収益で2,051万3,000円増額いたします。

内訳は、3目補助金が2,154万9,000円の増額で、インフルエンザ流行期における発熱外来診療体制確保支援補助金、インフルエンザ流行期における新型コロナウイルス感染症疑い患者を受け入れる救急・周産期・小児医療機関体制確保事業補助金、岐阜県新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対策支援事業費補助金の3つの補助金で、新型コロナウイルスの診療検査体制の確保や院内感染防止対策の設備整備に活用いたします。

8目その他医業外収益では103万6,000円を減額いたします。減額は、医師住宅の解体工事が完了したことによる不用額の減額でございます。

下段の支出につきましては、1項医業費用を875万8,000円増額するものでございます。

内訳は、1目給与費が719万円の増額で、発熱外来に対応する職員の手当、報酬の増額が主な理由でございます。

2目材料費の136万9,000円の増額は、感染対策に関する歯科の材料、消耗備品の購入によるものです。

3目経費の123万5,000円の増額は、発熱外来に対応する職員の費用弁償と修繕費でございます。

5目資産減耗費の103万6,000円の減額は、医師住宅解体工事の完了に伴う不用額の減額でございます。

180ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出の収入につきましては、2項国県支出金、1目国県補助金を162万4,000円増額でございます。増額となる補助金は、マイナンバーカードを健康保険証として活用するオンライン資格確認システム導入に係る医療提供体制設備整備交付金と岐阜県新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対策支援事業費補助金でございます。

3項繰入金、1目他会計繰入金では105万円の増額でございます。増額となる繰入金は、マイナンバーカードを健康保険証として活用するオンライン資格確認システム導入に当たり、設備整備に伴う経費の財源として繰入金をお願いするものでございます。

下段の支出につきましては、1項建設改良費275万3,000円の増額で、収入で計上しております2つの補助金と繰入金を財源として実施するものでございます。

内訳は、1目有形固定資産購入費110万3,000円の増額で、マイナンバーカードのオンライン資格確認システム用端末と歯科用感染防止対策機器の購入経費でございます。

2目無形固定資産購入費165万円の増額は、マイナンバーカードのオンライン資格確認システムの購入経費を予定するものでございます。

181ページ以降は、予定キャッシュ・フロー計算書、給与費明細書、予定貸借対照表等でございます。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（中島達也君）

これより本10件に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

お諮りします。議第144号から議第153号までの10議案について、お手元に配付してあります付託表のとおり、予算特別委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議第144号から議第153号までの10議案については、予算特別委員会に付託することに決定いたしました。

◎散会の宣告

○議長（中島達也君）

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

次の会議は12月10日午前10時より本会議となります。

本日はこれをもって散会いたします。御苦労さまでございました。

午後0時03分 散会

以上会議の次第を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和2年11月30日

議 長 中 島 達 也

署名議員 6番 尾 里 集 務

署名議員 7番 中 島 ゆ き 子

